

## 意見陳述の概要

加藤　徹　氏・・・・・・・・・・・・ P 1

西井　弘　氏・・・・・・・・・・・・ P 3

藤岡　茂憲　氏・・・・・・・・・・・・ P 4

本田　敏秋　氏・・・・・・・・・・・・ P 5

小林　達子　氏・・・・・・・・・・・・ P 7

豊川　一雄　氏・・・・・・・・・・・・ P 8

西原　淳一　氏・・・・・・・・・・・・ P 9

(氏名・名称)

加藤 徹

(所在する県・市町村名)

宮城県仙台市

(意見の概要)

## 1. 中間論点整理全体に関して

- ・今回の中間論点整理では、担い手政策の在り方等メリハリをつけた具体的な政策の方向が示され、これまでゆるやかな進捗であった農業構造改革が今後加速化されるものと推測。
- ・しかし、担い手への施策に特化しており、農地の出し手であり、かつ農村の環境や資源保全を担うその他の農家や農村地域住民等の役割や政策的な位置づけをもう少し具体的に。
- ・したがって、農業施策の視点から担い手への施策集中と併せて、担い手以外の農家や非農家などを含めた農村地域政策の視点からの施策とをパッケージとして農政改革の全体像がみえるような施策の提示が必要。

## 2. 農業環境・資源保全政策の確立に関して

- ・基本的な考え方の中で、「農地・農業用水等の資源は、社会共通資本」と位置づけるとともに、「それらは適切に保全管理されることではじめてその機能を十分に発揮するものであり、今後は、新たな施設の整備から、既存の施設の更新や保全管理に重点を置く施策に移行していく必要がある。」と施設の新設から既存施設の更新・保全管理に重点を移行することは時代の流れから必須。
- ・この水利施設や農業用水の管理は、主に農業者が担っているが、過疎化・高齢化の進展や農業情勢の変化に伴い、非常に難しくなってきている。今回、これまでの施策の対象としていなかった地域協同の集落機能に着目し、その脆弱化と資源保全への影響を考えると、今のうちから何らかの手を打っておかないと将来大変なことになると危惧。
- ・今回の論点整理では、近年の農業農村を取り巻く状況の変化や地域の多様性に鑑み、資源の保全管理については、「将来にわたり、適切に資源の保全管理を行い得る施策手法の選択と組み合わせが可能となる施策体系を構築する必要がある。」と整理され、特に、保全活動への新たな支援の必要性を提示するなど、従来の手法から一步踏み出したことは評価。
- ・その際、「農村振興の面からも、従来の手法に加え、農業者のみならず地

域住民等の多様な主体の参画を促し、併せて農村環境の保全といった国民の要請の高まりにも応える工夫が必要である。」とされており、「地域住民等の多様な主体」ということについては、たとえばグラウンドワークやNPOなどが考えられるが、これらの参画による具体的な保全管理システムの検討が必要。

- 耕作放棄地については、「農地制度の在り方」のところでも取り上げられているが、資源管理の視点でも、具体的な施策手法として、「耕作放棄地の発生防止と解消に向けた既存制度の見直しと強化により農地の適正な保全・利用を促す手法」と整理されてことを評価。
- この耕作放棄地の解消は、食料自給率向上のためにも、農地の多面的機能の発揮のためにも是非とも必要。『農地法』等の問題はあるが、複数年連続して耕作放棄された農地の所有権と利用権を分離し、利用権については関係市町村が管理し、構造改革特区だけでなく全ての地域においてリース方式（株式会社、NPO法人等による農業経営）等が可能となるシステムや耕作放棄地の整備事業創設等の検討も必要。
- 農業水利施設や耕作放棄地などの資源の保全管理には、地域住民やNPOの参画が期待されているが、地域に密着して資源の保全管理等を支援するNPO法人の設立を促すために、まず『特定非営利活動促進法』（NPO法）の特定非営利活動分野に「農村活性化」とか「むらづくり」などの活動分野を加えて貰う強力な働きかけが必要。
- 「農業環境・資源保全政策の確立」に関して、中間論点整理においては、平成17年度から、資源の実態把握や施策の実効性の検証など具体的な施策内容について検討するとされているが、事態は待ったなしの状況にあり、早急に検討を行い、これから時代に即した資源保全施策が早期に展開されるよう期待。

(氏名・名称)

社団法人東北経済連合会副会長  
西井 弘

(所在する県・市町村名)

宮城県仙台市

(意見の概要)

1. 日本社会全体の改革の中に位置付けられた農業構造改革の必要性について
  - ・農業や農業政策が抱える個別の問題を解決するだけでなく、日本の社会全体として食料や農業の重要性と課題を正しく受けとめ、教育や国民の価値観の形成など、社会のありようを改革するところまで踏み込む必要がある。
2. 競争力ある産業としての農業の確立について
  - ・生産者の方々の経営意識の醸成や、地域農業を牽引する核となる農業法人や株式会社などの参入により、大規模多角化などを展開して行くことが重要。
3. 「担い手」および経営安定対策について
  - ・現時点における農業競争力強化に向けた取り組みとして必要。改革の趣旨に則った基準の明確化が行われ、一層の構造改革が図られるべき。
4. 農地制度改革について
  - ・地域農業を牽引する核となりうる生産者への農地集積と農業参入の自由化が重要であり、参入規制については緩和して行くべき。
  - ・早急に、一般の株式会社に対する農地貸付方式の全国展開を推進すべきであり、推進にあたっては、手続きや行政側の対応なども含め、積極的かつ前向きで、より参入しやすい制度とすべき。

(氏名・名称)

秋田県農業法人協会会長  
藤岡 茂憲

(所在する県・市町村名)

秋田県北秋田郡合川町

(意見の概要)

1. 「利益を生み出す魅力ある産業」への転換

- ・生産者側と実需者側との需要のミスマッチの解消が必要。
- ・社会構造や消費構造の変化に対応した農業生産の実現のため、経営の自由度の発揮に向けた制度・規制の見直し・緩和が必要。農業の社会資本整備を国の責任で行い、国際対応の条件整備を進めることが必要。

2. 「時代や社会に貢献する産業」への転換

- ・農業 = 「生命総合産業」「創造型産業」、「食」 = 「生命・健康の源」「暮らしを潤す重要な生活の手段」という理解促進の取組みが必要。
- ・都市住民と農業者・農村生活者との交流・共生を進め、農業の持つ新たな価値観を提供していくことが必要。都市農業は農業からの情報発言の最前線地。
- ・農業者自らの責任と自覚を持った対応が必要。

3. 「供給型産業から需要創造型農業」への転換

- ・日本農業の価値向上を進め、日本農業の支持者 = 観客を創り出すことが必要。
- ・創意工夫による日本農業・農畜産物の新たな価値創造・提案が必要。
- ・日本農業のブランド化により輸出も含めた顧客開拓と輸出促進のための支援が必要。

( 氏名・名称 )

岩手県遠野市長

本田 敏秋

( 所在する県・市町村名 )

岩手県遠野市

( 意見の概要 )

1. 平成 11 年 7 月に示された食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率 40 % は、農業に大きな希望を与えたところである。

しかし、8 月のお盆にスーパー や 産直 等を見ても農産物があふれ、盛況であり、消費者も生産者もこの数字 (40 %) からは現実を理解できない状況と判断される。については、先進国最低の自給率について全国民に周知認識していただく必要があるとともに、現在、国が見直し作業を進めている食料・農業・農村基本計画の中で、食料自給の重要性を明記し、それに向けた取り組みの諸対策を講じられたい。

2. 昨年、集中的に地域水田農業ビジョン、集落ビジョンの策定に取り組み、当市にあっては 184 集落において単独及び複数集落合同で 121 ビジョンを作成したが、実践はこれからである。当市では昭和 62 年頃には農業粗生産額が 100 億円を超えていたが、平成 15 年には 70 億円にまで減少していることから、本年 100 億円アクションプラン作成を手掛けている。したがって、地域水田農業ビジョン等を活用した新しいむらづくり運動を進めていくためのモデル地域を定めて取組んでいることから、地域の話し合いから生まれる新たなチャレンジ事業も想定されることから、既存事業メニューにこだわらない積極的な支援をお願いする。

3. 農村の少子高齢化は避けられない。連合や全農などが参加し組織している NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」が、団塊の世代の 100 万人をふるさとへ回帰する循環運動を提唱している。当市でもツーリズム推進室を立ち上げ、大幅な交流人口の拡大のため、種々の取り組みをしている。今、国が省庁の枠を超えて取り組んでいる都市と農村との対流事業をもっと分かりやすく、なつかつ、新規就農者を支援する助成制度を確立すべきである。特にも、定年帰農者が今後増加することが予想されていることから、就農支援のために就農支援資金を無利子で融資支援するなど条件整備を図っていく必要がある。

4. 地域の農業は、高齢化に伴い担い手不足が進み耕作放棄地が増えている。一方、公共事業の減少によって建設業の雇用が縮小している。建設業従業者の多くは兼業農家出身者で占められている。こうした中で企業の農業参入による地域農業の生産振興を図っていく期待感がある。

しかし、農業の参入にあたり、障壁があり規制も多い。例示すれば、農業系の融資や補助金を受けられないなど。今後はグリーンツーリズムやアグリビジネス、観光に参入する可能性もでできていることから、規制緩和により地域農業の振興が図られるよう望みたい。

5. 品目横断的な政策の導入を重視する以上は、土地利用型作物としての麦・大豆以外にも対象作物の範囲を広げるべきである。このことは、食料自給率向上を大前提として取組んでいくためにも重要なことである。具体的には、中山間地域における畜産振興の粗飼料基盤を確保するためにも「飼料作物」を加えるべきである。

次に、民話のふるさと遠野のイメージアップを図るために、蕎麦の作付けと手打ち蕎麦の提供に向けて、意欲的に取組んでいる農業集落が出てきていることから「蕎麦」も対象作物として加えられたい。いずれも、中山間地域の農業振興にとって欠かすことのできない作物である。

6. 農村を中心とした環境資源保全政策を推進するにあたっては、今後の構造改革で常に言われる担い手だけでは、農業・農村を維持できない現実がある。よって、今般の新たな計画の中には非農家、兼業農家、担い手農家をきちんと位置づけるとともに、中山間地域における農業用排水路や農道などの維持・管理・保全や自然再生に立脚した集落の社会的機能を維持していくために、景観形成事業等も農業・農村の振興策と位置づけて、支援していく体制が必要である。そのうえで、市町村は住民組織などの育成強化に取り組みたい。

7. 中間論点の整理にあたり、日本農業を守り育て後世に伝えていくためにも、地域の農業・農村をしっかりと支えていくマンパワーが必要であることを強調したい。

農業を取りまく課題が山積する中で、マンパワーの確保には今まで以上の視点と取組みが必要である。一例を挙げれば、当市においては 15 年前に農業改良普及センターの取組みでトルコギキョウを導入し生産振興に努めてきたところである。その結果、現在、中央の花卉市場において名声を博し、評価が高いものとなっており生産農家も安定した経営が出来ている。このことは、地域農業に希望を与える普及の優良事例となっている。

大規模経営体の育成もさることながら、中山間地域における集落営農の推進や地産地消の推進、高収益作物の導入など「むらづくり」を支援し、地域農業に元気を与えるマンパワーの確保策が大きな課題となっていることから、マンパワーの再活用を含めた仕組みづくりをお願いしたい。

大規模経営体の育成もさることながら、中山間地域における集落営農の推進や地産地消の推進、高収益作物の導入など「むらづくり」を支援し、地域農業に元気を与えるマンパワーの確保策が大きな課題となっていることから、マンパワーの再活用を含めた仕組みづくりをお願いしたい。

(氏名・名称)

仙台市消費者協会会長  
小林 達子

(所在する県・市町村名)

宮城県仙台市

(意見の概要)

1. 農政改革のあり方について

- ・有機農業を農政の柱に据えて
- ・食品産業界をまき込んだ食料自給率の向上策を

2. 農地制度について

- ・株式会社の農地所有について

3. 国民にわかる農政を

(氏名・名称)

JA新あおもり代表理事組合長  
豊川 一雄

(所在する県・市町村名)

青森県青森市

(意見の概要)

1 農政改革のあり方について

- ・改革の必要性と食料・農業の果たしている役割の持続的・安定的発揮
- ・食料自給率向上の必要性

2 担い手について

- ・農家の果たしている多面的機能発揮と多様な担い手の確保の必要性
- ・集落営農の必要性と担い手としての集落営農の要件の緩和

3 農地制度について

- ・農地制度の根幹の維持の必要性
- ・株式会社等の農地所有の是非について

4 農業環境・資源保全政策

- ・中山間地域等直接支払制度の必要性と維持

5 品目横断経営所得安定制度

- ・農家にわかりやすい制度

(氏名・名称)

西原 淳一（農業者）

(所在する県・市町村名)

北海道空知郡中富良野町

(意見の概要)

1 北海道における規模拡大型の水田農業経営の実情について

- ・ 規模拡大型の北海道における経営実態（平成10年）は、平均経営面積15haで農業総収入が2,036万円から直接経費を引いた所得は485万円と、価格が市場原理に委ねてから家計費すら賄えない調査結果があります。また、規模拡大は水田地帯においても進んできていますが、農地の集約はままならず飛び地が多く、逆にコスト高になっている状況にあります。

2 WＴO体制下における農政改革の遅れに伴う主業農家への打撃について

- ・ 平成5年にガット農業合意されてからこの10年間、食管法の改正をはじめ価格支持制度はほとんど全廃され、価格は市場原理により大幅に低下し、主業農家ほど経営破たんが続いています。

この間、EU、アメリカなどはデ・カップリング政策（直接支払）で農家の経営安定対策を早期に実施していると聞いていますが、国内においては中山間地域等直接支払政策による条件を補正する政策を導入したのに止めた結果、私の中富良野町でも平成5年には707戸あった農家も現在は530戸に減少しています。

3 農政改革の目指すべき方向について

<直接支払政策への転換（経営安定政策）>

- ・ 国内の農政改革の方向について、このほど企画部会において、「食料・農業・農村基本計画策定に向けた中間論点整理」をまとめ、そのなかでようやく「日本型直接支払政策」の導入、経営安定政策を打ち出したことは評価出来ます。しかし、問題はここまで落ち込んだ主業農家の所得をどう他産業従事者と遜色のない水準にまで回復させるか、そしてどう維持していくかの仕組みを組み立てるかであり、今後出される政策の中身が重要であると思います。

<多面的機能に対する直接支払（環境支払）の創設>

- 農業が果たしている環境や地域資源の保全などの行為に着目した、財政負担による直接支払政策を創設して、農業者の所得確保と経営を安定させながら農業環境対策を進めていくという政策も必要ではないかと思います。

具体的な手法としては、主業農家とか兼業農家とか区別せずに、堆肥や緑肥などの投入により適切に維持管理されているすべての耕作地を対象に直接支払する方法などが考えられる。また、資源循環型農業への転換を促進させるため、減肥・減農薬栽培や有機農業などに取り組む農業者に対する直接支払なども考えられる。

<担い手（主業農家）への施策の集中化>

- 施策の展開にあっては、メリハリの利いたものにすることが重要と思います。特に、食料生産・内部経済効果に関する施策については、主業農家に集中化・重点化することも必要ですが、それだけでは、地域社会の形成や農業環境は維持できません。環境保全・外部経済効果に関する施策については、その役割を担う全ての人を対象に展開することも必要ではないかと考えます。

<耕作者主義を基本とした農地制度の改革>

- 農地制度の改革についても、資産価値としての農地ではなく、食料生産、環境財としての農地、すなわちいつまでも国土を耕し続けること、優良な農地として守り続けていくとの視点で議論してほしい。そうすれば、おのずと農地の管理のあり方、だれが担っていくのかということなどは決まつてくるのではないか。